

第6節 広報・広聴体制の整備

広報・広聴体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 情報政策課 地域福祉課
- 介護保険課 消防本部

【基本方針】

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。

また、避難行動要支援等に対する情報提供が的確に行えるよう体制の整備を進める。

【計画目標】

地震・津波災害時における広報・広聴体制の整備は、一般災害対策：第Ⅱ編第3章第6節「広報・広聴整備計画」に準ずる。